

事 務 連 絡
令和3年7月29日

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

在留外国人のお祭り等における
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（参考送付）

このたび、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、近日中に想定されるお祭り等が安全に開催できるよう、別添の事務連絡（「在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（第6報）令和3年7月29日」）が発出されましたのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について、適切に御判断いただくための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室長 松原
人物交流専門官 小野
外国人教育政策係 手塚、氏師
Tel : 03-5253-4111（内線 3222）
Fax : 03-5253-3669,
E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division,
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

July 29th, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Thorough countermeasures against novel coronavirus disease (COVID-19)
for festivals of foreign residents

MEXT would like to announce that the Office for Novel Coronavirus Disease Control, Cabinet Secretariat has issued “Thorough countermeasures against novel coronavirus disease (COVID-19) for festivals of foreign residents (Notification dated July 29th, 2021)”, in order to be able to hold safely upcoming festivals. Please kindly find attached the file.

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To the prefectural miscellaneous school departments in each prefecture: please send this notification to schools for foreign nationals among the “miscellaneous category” schools under your jurisdiction.

To the JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane, UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, MEXT

Tel: 03-5253-4111 (Extension: 3222) , Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

在留外国人が自国の伝統や風習等に基づきお祭り等を行うに当たり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組むことができないということがないよう、感染防止策について速やかな周知をお願いします。

事 務 連 絡
令和3年7月29日

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

在留外国人のお祭り等における
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（第6報）

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

ご承知の通り、緊急事態宣言が発出され、東京都及び沖縄県が緊急事態措置を実施すべき区域の対象とされたほか、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、これらの区域においては不要不急の外出自粛等が要請されているところですが、これらの区域以外においても引き続き、基本的な感染防止策の徹底が求められます。

こうした中、「在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年10月30日、11月13日、12月18日、令和3年2月19日、4月21日発出）でお知らせしてきましたとおり、在留外国人における大規模クラスター等が発生しないよう早期かつ適切な対応を行うべく、在留外国人に対する情報発信等の取り組みが求められているところです。

在留外国人においては、自国の伝統や風習等に基づき行うお祭り等を実施するに当たり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組めない状況があるのであれば、必要な支援を講ずる必要があります。

つきましては、当面、近日中に想定される下記1のお祭り等が安全に開催できるよう、在留外国人担当部局等の関係部局や、国際交流協会等などの関係団体等と連携の上、在留外国人やその関係の方々に対し、下記2の点について、速やかな周知をお願いします。

なお、当室においても関係外交代表団や団体等と連携し、より有効な情報発信や支援を進めてまいります。引き続き、在留外国人に対する適切な感染拡大防止のための支援等について御尽力、御協力をお願いします。

記1

直近の主なお祭り等（地域によって、日程が異なる可能性があることに留意）

- ・ 8月10日 イスラム歴新年（インドネシア等）
- ・ 9月17日 中秋節（中国）
- ・ 9月中旬～10月上旬 オクトーバーフェスト（ドイツ）

- ・ 10月3日 旧盆（韓国）
- ・ 10月1日～7日 国慶節（中国）
- ・ 10月2日 インドラ・ジャトラ（ネパール）
- ・ 10月7日～19日 ダサイン（ネパール）
- ・ 10月15日 ダシャラー祭（インド）
- ・ 10月19日 ムハマッド降誕祭（インドネシア等）
- ・ 10月31日 ハロウィン（アメリカ等）

記2

- 体調が悪い場合は、イベントや会食に参加しないこと。
- 密が発生しやすい場所や基本的な感染防止策が徹底されていないイベントや会食への参加を控えること。特に、多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- イベントや会食の参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- 街頭や飲食店で的大量または深夜にわたる飲酒や、飲酒しての行事への参加は、その行事の特性を踏まえつつ、なるべく自粛すること。
- 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい楽しみ方を検討すること。
- 新型コロナウイルス感染症に感染したと疑われる場合で、医療機関への受診等に関して疑問等がある場合には、居住する自治体の相談窓口等に電話すること。

（以上）

【参考①：当室の外国人向け新型コロナウイルス感染症回避のためのポスター等（19言語）】

英語：<https://corona.go.jp/en/>、アラビア語：<https://corona.go.jp/ar/>、
 イタリア語：<https://corona.go.jp/it/>、スペイン語：<https://corona.go.jp/es/>、
 ドイツ語：<https://corona.go.jp/de/>、ロシア語：<https://corona.go.jp/ru/>、
 韓国語：<https://corona.go.jp/ko/>、フランス語：<https://corona.go.jp/fr/>、
 ポルトガル語：<https://corona.go.jp/pt/>、中国語（簡体字）：<https://corona.go.jp/zh-cn/>、
 中国語（繁体字）：<https://corona.go.jp/zh-tw/>、インドネシア語：<https://corona.go.jp/id/>、
 タガログ語：<https://corona.go.jp/tl/>、カンボジア語：<https://corona.go.jp/km/>、
 ベトナム語：<https://corona.go.jp/vi/>、タイ語：<https://corona.go.jp/th/>、
 ミャンマー語：<https://corona.go.jp/my/>、ネパール語：<https://corona.go.jp/ne/>、
 やさしい日本語：<https://corona.go.jp/ja-easy/>

※ やさしい日本語を除く18言語については、在留外国人が参加するお祭り等における留意事項を翻訳したチラシや、基本的な感染予防策の徹底及び3密の回避を呼び掛けるポスターもございますので、是非ご活用ください。

【参考②：電話相談窓口】

- 各都道府県の相談窓口（医療機関への受診に関する疑問）
 - ・ やさしい日本語：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html>
 - ・ 英語：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-en.html>
 - ・ ポルトガル語：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-pt.html>
 - ・ 中文（簡体）：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-cs.html>
 - ・ 中文（繁体）：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-ct.html>

・韓国語：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-kr.html>

○ 厚生労働省電話相談窓口（発生状況、全般に関する疑問）

・電話番号 0120-565-653（9時から21時対応）

・対応言語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語※、ベトナム語※

※タイ語は9時から18時対応、ベトナム語は10時から19時対応

【参考③：外国人の生活支援にかかる情報等】

○ 外国人在留支援センター（FRESC）（出入国在留管理庁）

<http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

○ 外国人生活支援ポータルサイト

各省の支援施策や地域における外国人向けの生活相談窓口の一覧等を言語別に掲載。

トップページ：<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

【参考④：厚生労働省 新型コロナワクチン情報】

○ 英語 Web サイト「COVID-19 Vaccine」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/vaccine.html>

○ 外国語の新型コロナワクチンの予診票等（予防接種のお知らせ例、他）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_tagengo.html

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、清水、鈴木、上田、山口、岩熊、倉本

TEL：03-6257-1309